

# DOCUMENT series 167 Eye

混合交通を観察する

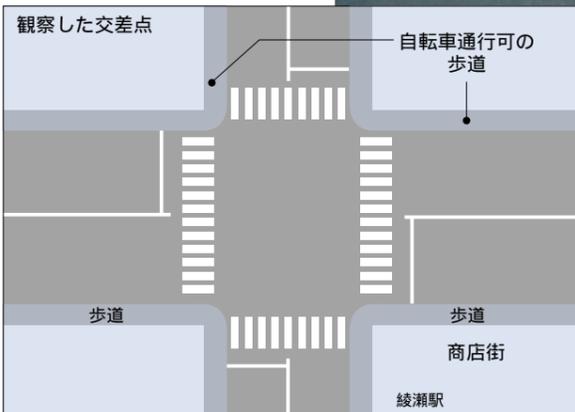
「自転車は車道の左側を走る」道路  
交通法では自転車は軽車両扱いで、道路  
交通法第17条、18条によって車道の左側  
の端を走るように規定されている。一方  
で、自転車は「標識等で通行できる」とな  
れている歩道」などでは、歩道上も通行  
できるものになっている。  
しかし、実際に車道を走る自転車を見

## 自転車は道路のどの位置を 通行しているか?

WHY



ると、左側通行だけでなく右側通行(逆  
走行)の自転車もいる。自転車の右側通  
行は法令違反になるだけでなく、対向  
する車や自転車との接触事故などに発展  
するおそれがあり、危険である。



観察場所 / 東京都足立区綾瀬4-7 常磐線「綾瀬駅西口」付近  
観察日 / 12月4日(木曜日)  
天候 / 晴  
観察時間 / 16:10 ~ 17:10  
観察者 / 4名

# 車道を右側通行(逆走行)する自転車を観察する 車道を走行する自転車123台中 右側通行(逆走行)した自転車は42台



対向車が来ない時は、車道の中央を走る自転車が目立った

自転車の往来が多い東京都内の駅周辺  
で、車道を右側通行(逆走行)している  
自転車を観察してみた。

WATCHING

## 対向車が来ないと右側通行で 車道の中央を走る自転車

観察地点は東京・足立区の綾瀬駅西口  
付近。周囲は平坦な地形で、通勤や通学  
時に駅まで自転車を利用する人が多い。  
線路の高架下の商店街以外では歩道を自  
転車で通行できるようにしていた。  
夕方の1時間に綾瀬駅西口の交差点で  
直角に交差する2本の道路を通行した自  
転車は計598台。このうち歩道を通行  
した自転車は475台、車道を通行した  
自転車は123台だった。小学生はほと  
んどが歩道を走行しており、車道を走行  
した人の多くは中学生・高校生と成人だ  
った。  
車道を通行した自転車123台につい  
てだが、「左側通行」は81台(65.8%)  
で、逆走行となる「右側通行」は42台  
(34.2%)だった。

PROPOSE

## 右側通行(逆走行)は ルール違反 自分も危険にさらされる

混合交通下ではルール違反が事故に直  
結してしまうおそれがある。自転車も例  
外ではない。「自転車は車道の左端を走  
る」これが原則であり、右側通行(逆  
走行)はルール違反であることを認識し  
ておく必要がある。夜間時においては、  
無灯火で車道を逆走行していると、対向  
してくるクルマからの発見が遅れてしま  
い、自分が事故の被害者になってしまう  
こともある。また、自転車通行可の歩道  
を通行する場合は、クルマがないから

車道を走行中の自転車の通行形態(123台中)

		子ども	中学生 高校生	若者	成人	高齢者	小計
左側通行 ( )	男性	0	9	7	18	3	37
	女性	1	5	3	35	0	44
	小計	1	14	10	53	3	81
右側通行 ( x = 逆走 )	男性	0	9	5	9	2	25
	女性	0	2	0	13	2	17
	小計	0	11	5	22	4	42

子ども(12歳以下) 中学生・高校生(13歳~18歳) 若者(19歳~22歳) 成人(23歳~64歳)  
高齢者(65歳以上) の判断は観察者の見解による



逆走行して駐車車両の脇をすり抜ける自転車

といて自分勝手に走行するのではなく、  
歩行者を優先させる意識を徹底してほし  
い。交通ルールとマナーを遵守し、安全  
運転を心がけて自転車を利用したいもの  
である。